

令和3年5月 第2版

富士市「富士中央小学校」 避難所運営マニュアル

共通版

- 災害が発生し、避難所が開設された場合、避難所を運営するための標準的なマニュアルとなります。地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を見直し、追加・修正する必要があります。
- 別冊運営班の業務と様式集を併せてご使用ください。



富士市防災危機管理課

はじめに

大規模災害が発生した場合、地域はそれぞれの町内会（区）において自主防災活動に当たります。

その後、市は、自宅を失ったり、津波やガケ崩れ等の災害危険予想区域に居住したりする方のために、学校などあらかじめ指定した公共施設に避難所を開設します。

市指定避難所の開設は、施設管理者や避難所派遣職員などが主体となり、建物の安全を確認した後、自主防災会などと協力して開設しますが、運営は、自主防災会（町内会）の支援のもと、避難者が主体的に運営することが原則となります。

避難所においては、町内会（区）や自主防災会、避難所派遣職員、施設管理者が本マニュアルに基づき、お互いに協力して、避難所開設・運営を実施します。

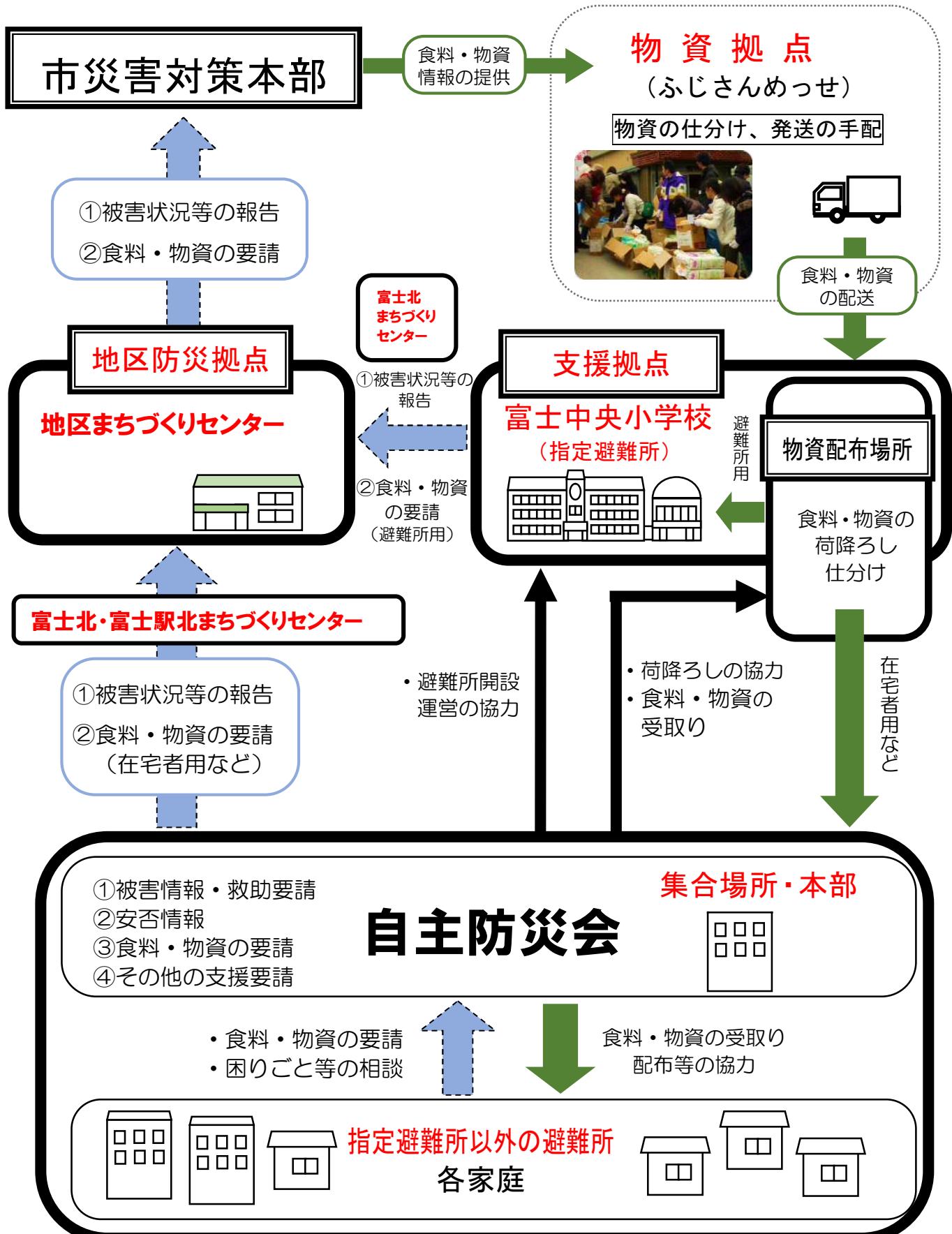
また、災害時に避難所運営が円滑に実施できるよう、避難所運営訓練を行い、マニュアルの実効性を検証し、見直しを行います。

地区防災拠点　：富士北まちづくりセンター
富士駅北まちづくりセンター
※被害状況の報告・食料物資の要請など

食料物資の受取り：富士中央小学校（市指定避難所）

災害発生時の情報・物資などの流れ

情報
物資
協力



目 次

はじめに	
災害発生時の情報・物資などの流れ	
1 避難所運営の基本方針	1
2 避難所運営のイメージフロー	3
3 避難所運営の具体的な対応	5
(1) 初動（災害発生当日）の対応	5
(2) 避難所開設期（～4日目程度）の対応	7
(3) 避難所運営期（4日目～2週間程度）の対応	13
(4) 統合・解消期（2週間程度～）の対応	15
4 【参考】 過去の災害における避難所の状況	16
5 【参考】 災害用備蓄物資	18
6 【参考】 用語の定義	19

1 避難所運営の基本方針

(1) 避難所は、被災後の生活を再建するための、地域の支援拠点として機能することをめざします。

避難所は、災害により自宅を失った人や、災害発生の危険性があり自宅に住むことができない人などが、一時的に生活を送る場所です。避難者が、その後の生活をスムーズに再建するためにも、避難所での生活に必要な支援を行います。また、自宅や指定避難所以外の避難所で生活を送る被災者への物資の配布や生活情報の発信等、地域の支援拠点としての機能を確立します。

■ 生活場所の提供

避難所となる体育館等は、日常生活を送るための機能は有していないため、暑さ、寒さの調整やプライバシーを確保することは困難なことです。このような状況下における避難生活が長期化するほど、健康への負担が増大し心身に悪影響を及ぼすため、段階的に生活場所の改善を図ります。

■ 水・食料、物資の提供

災害発生直後は、備蓄物資や避難者が持ち寄った資源を活用するなど限定期的なものとなります。物流の再開と共に本格的な物資の提供が行われますが、その際には、食物アレルギーや介護食など、健康を維持するためのニーズに対応します。

■ 生活再建情報の提供

生活再建に必要な情報は、様々な情報伝達手段によって発信しますが、被災者の状況によっては、充分な情報を得られないこともあります。避難所内外の高齢者や外国人など多様な人々に必要な情報が届くよう、相談窓口を開設するなど情報提供の充実を図ります。

(2) 避難所は、避難者の主体的な運営を原則とします。

- 避難所は、避難者が主体的に運営するため、地域（町内会（区）・自主防災会）の役員や避難者の代表者、避難所派遣職員や施設管理者などで構成する組織を設置し、運営に関わる事項を協議し、決定します。
- 避難所運営組織には、男性と女性、両方のリーダーを選任し、多様な立場の意見が反

映されるようにします。また、必要に応じて保健師やボランティアなどの外部支援者が参加できる会議を設けます。

- 避難所生活は、集団生活ですので少しでも過ごしやすくするためにには、最低限のルールとマナーが重要となります。**様式集「総-2：避難所でのルール」**を避難所内に張り、避難者はルールを遵守します。
- 避難所の運営が特定の人に負担が偏らないよう、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、当番や交代制などにより対応します。

(3)避難者的心身の健康が維持されるよう、衛生的で安心できる避難所運営をめざします。

- 避難所のトイレが不衛生だと、ノロウィルスなどの感染症が発生し、避難者の健康を脅かす原因となります。トイレを清潔に保ち、安心して使える環境を作ることは、健康被害を防ぐことに直結します。避難所開設時から、使い方・手洗い・清掃について避難者が協力して管理を行います。
- 避難所では、特に子供や高齢者などの体調の変化に気を配り、避難者同士の見守り体制の確立を目指します。また、市災害対策本部から派遣された保健・福祉・衛生部門の職員や、専門職ボランティアなどの支援者へ見守り情報を提供し、避難者的心身の健康管理を行います。
- 避難所内の治安の維持のため、警察などによる定期的な見回りを実施します。また、トイレの照明や授乳室の設置などを段階的に整備するなど、女性・子供に対する性犯罪防止対策を進めます。

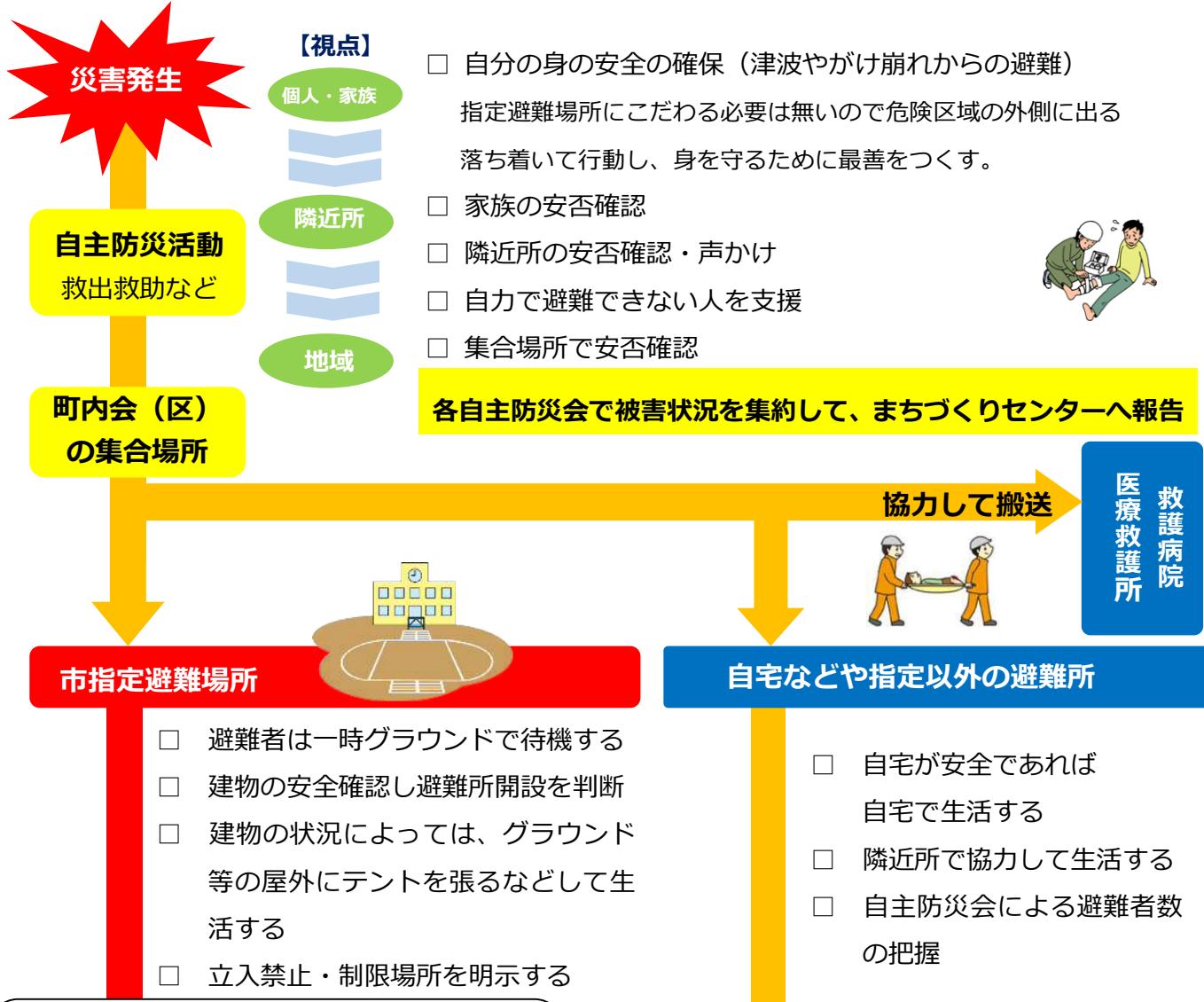
(4) 避難所は、原則ライフラインの復旧にあわせ、統合・解消します。

- 地域のライフラインの復旧は避難所の解消の一つの目安となります。避難所の状況に合わせて統廃合を行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。特に学校の場合、授業の早期再開に配慮する必要があります。
- 避難所で生活する期間をできるだけ短くすることで、人も街も早期復旧を目指します。介護など支援が必要な方などは、適切な施設や病院へ、自宅を失った人は、公営住宅や応急仮設住宅などで生活再建に向けた生活を送ります。

2 避難所運営のイメージフロー

(1) 初動（災害発生当日）

避難所へ移動する前に、救出・救助、自力で避難できない方への避難支援などの自主防災活動を実施します。



(2) 避難所開設期（～4日目程度）

応急危険度判定の実施

余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、二次的災害を防止することを目的とする。この判定により危険と判断された建物は原則として立入禁止。

- トイレの確保（女性・高齢者・幼児などに出来る限り配慮する）衛生的な管理の実施
- 避難者の受付・名簿の作成

- 物資や食料が不足する場合は、自主防災会を通じて要請し市指定避難所でまとめ受けとる

市指定避難所

- 避難者の受け入れスペースの割り振り
(特に配慮が必要な方の専用スペースを確保する)

- 地域の資源（食料等）の活用
- 備蓄物資の配布

エコノミークラス症候群注意喚起の実施

避難場所などで、車中生活している被災者に
対して、定期的な運動などエコノミークラス
症候群防止について呼びかけを行う。

（3）避難所運営期（4日目～2週間程度）

専門的なケアが必要な人などは移動

福祉避難所・福祉施設・病院

- 避難所運営本部会議の実施
(避難者の代表者数名（女性を必ず入れること）、施設管理者、避難所派遣職員、
保健師、ボランティアなどと情報交換及び今後の対応を話し合う)
- 各運営班の設置及び業務の確認
(各運営班の班員は、各組（区）長などの協力のもと、本人の意思を確認し選任す
る。また、班長も選任する。) **様式集「総-1：避難所の運営組織」**
- 各運営班は、施設管理者や避難所派遣職員と協力し、運営本部会議に基
づき各業務に当たる。
- 避難者同士の見守り体制を確保
(要配慮者、子供、女性などへの配慮 や防犯対策が目的)
- 次の滞在先（仮設住宅、親戚宅等）が決まった避難者から隨時退所

（4）統合・解消期（2週間程度～）

- 規模が縮小した避難所は、運営の効率化を図るために近隣で統合します。

避難所は、原則としてライフラインの
復旧にあわせ、統合・解消します。

借り上げ型 仮設住宅

民間の
アパート・借家を
仮設住宅とみなして
入居するもの

他の避難所
との統合

建設型 仮設住宅



3 避難所運営の具体的な対応

(1) 初動(災害発生当日)の対応

災害発生直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るために、自主防災会をはじめとした地域住民の協力が不可欠です。

特に避難所では、町内会（区）や自主防災会の役員などを中心に、避難所を利用する人が主体的に行動することが求められます。施設管理者や避難所派遣職員と協力し、避難所となる施設の安全性を確認し避難所を開設します。

① 建物や設備等の確認

避難者に建物の安全確認が済むまでは、二次被害防止のため、建物内に入ることはできないことを伝え、グラウンド等の安全な場所で待機してもらう。

（ア）建物周辺の確認（地震の場合）

- 火災発生・ガス臭、その他建物周辺の異常を確認する。

（イ）建物の確認（地震の場合）

- 施設管理者、避難所派遣職員とともに、**様式集「様式-1：応急危険度判定チェック表」**を用いて建物の外観などから安全確認を行う。（被災建築物応急危険度判定士がいる場合は、応急危険度判定を行ってもらう。）

（ウ）設備の確認

設備	確認項目	設備の不足を補う手段・対応
電気	<input type="checkbox"/> 電灯はつくか <input type="checkbox"/> 器具から異音・異臭はしないか	<input type="checkbox"/> 地域の資源を活用 <input type="checkbox"/> 発電機や照明機器など設置・要請
水道	<input type="checkbox"/> 使用の可否・漏水 <input type="checkbox"/> にごりや異臭はないか	<input type="checkbox"/> プールなど生活用水を確保 <input type="checkbox"/> 給水車・飲料水の要請 <input type="checkbox"/> ウエットティッシュなどを活用
トイレ	<input type="checkbox"/> 便器は使用可能か（破損の有無） <input type="checkbox"/> 凈化槽は使用可能か <input type="checkbox"/> 下水道区域は設備の点検が終わるまで水洗トイレは使用禁止	<input type="checkbox"/> 便器が破損している場合は使用禁止 <input type="checkbox"/> 簡易トイレを設置 <input type="checkbox"/> 仮設トイレを組立て <input type="checkbox"/> 使用ルールを掲示
※簡易トイレは、防災倉庫（ <u>場所</u> ）にある。		

※ その他の使用可能設備や備蓄物資についても確認します。

② 安全確認後の対応

- 建物・設備の安全確認の結果、**様式集「様式-1：応急危険度判定チェック表」**を富士北まちづくりセンターへ報告する。

●安全と判断された場合

- 「(2) 避難所開設期の対応 P7」に移行する。

●危険と判断された場合

- 建物内への立入りを禁止する。
- 立入禁止の明示をする。(ロープ・張り紙など)
- グラウンドなどの屋外にブルーシートやテントを活用し、避難スペースを確保する。
- 災害対策本部の指示に従い避難者の移動先を周知する。

<避難者の受け入れや立ち入りを制限する場所の例>

指定区分	具体的な場所の例	理由
立入禁止	安全確認や応急危険度判定で「危険」や「要注意」と判定した場所	余震などによる二次災害の防止
立入りを制限	職員室、事務室など	個人情報あり 施設の通常業務を再開するための拠点
	理科室、木工室など	危険な薬品・設備あり
	保健室や医務室、放送室、会議室、給食室、給湯室など	避難所運営本部など限られた人で運用
	屋外の一部	緊急車両の駐車場、自衛隊など支援者の活動場所
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段、トイレなど	共有スペース、避難経路の確保、トイレへの動線確保

※ 事前に施設管理者と協議し、立ち入り制限場所など決めておきます。

(2) 避難所開設期(～4日目程度)の対応

避難所開設期は、限られた物資を活用しながら避難所の運営サイクルの確立を目指します。

この時期には、施設管理者、避難所派遣職員などと協力して、避難者の状況把握に努めましょう。特に配慮が必要な方（障害者、乳幼児など）のニーズを把握することも重要です。

■業務体制

避難者主体による避難所運営が確立されるまでの間は、事前に決められた避難所運営組織に基づき **【別冊】運営班の業務**を参考に業務を実施します。

■避難所開設期の業務の流れ

① 避難所運営会議の開催

- 避難所運営本部は、避難所運営会議を開催する。
- 立入禁止場所と避難スペースの割り振り P9 について確認する。
- 各運営班の班長・班員を確認し、**【別冊】運営班の業務**を参考に各運営班の業務を実施できる体制を確立する。
- 様式集「総-2：避難所でのルール」を掲示します。状況に応じて必要事項を追記する。
- その他、各種検討事項について協議する。

② ルールの掲示

- 出入口又は受付の避難者が見やすい場所に**総-2：避難所でのルール**を掲示する。

③ 運営班の業務実施

- **【別冊】運営班の業務**を参考に各運営班の業務を実施する。

P8 の避難所運営本部の担当

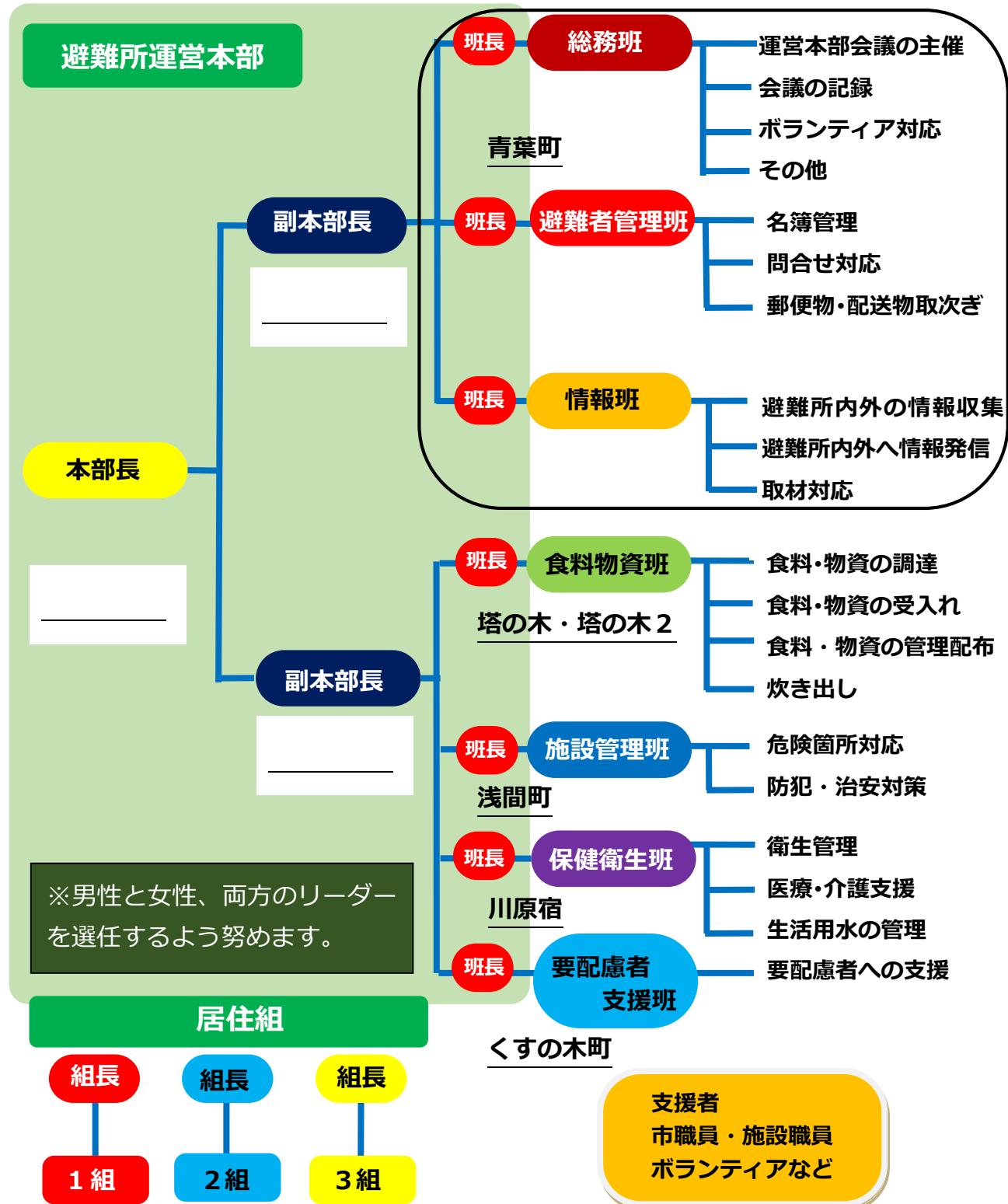
4年サイクルで変更

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
本部長	塔の木	青葉町	浅間町	川原宿
副本部長A	川原宿	塔の木	青葉町	浅間町
副本部長B	塔の木2	浅間町	くすの木	塔の木
備考	本部長は4区で輪番とし、本部長は次年度副本部長を行う。			

避難所運営組織

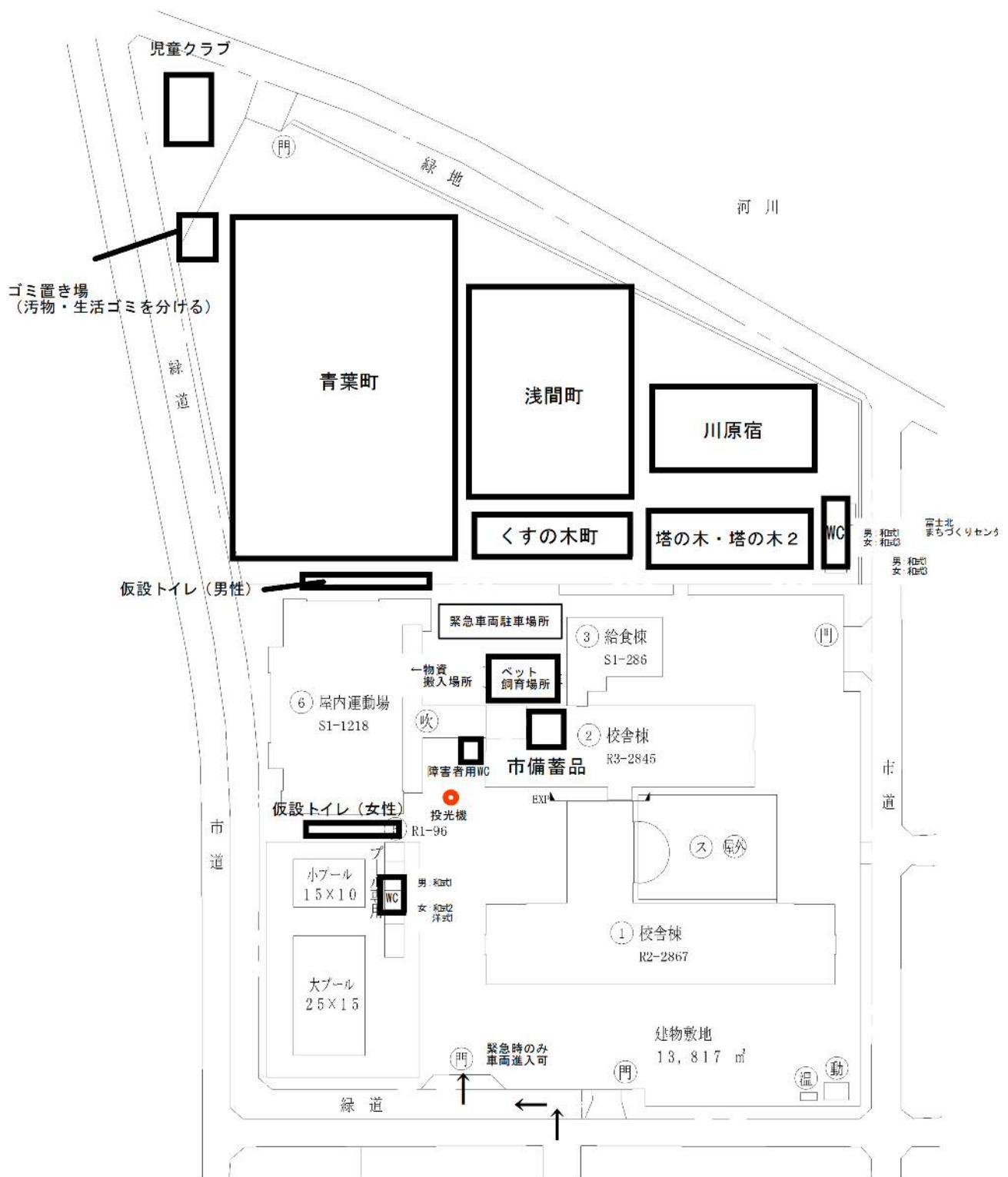
避難所の運営は、当初、平時に定めた避難所運営本部員や地域の役員などが中心となり、施設職員や避難所派遣職員などと協力して運営します。その後、避難者から運営本部員などの組織化を図り、施設職員や避難所派遣職員、ボランティアなどの支援者に依存することのないよう心掛けます。

【避難所運営組織図】

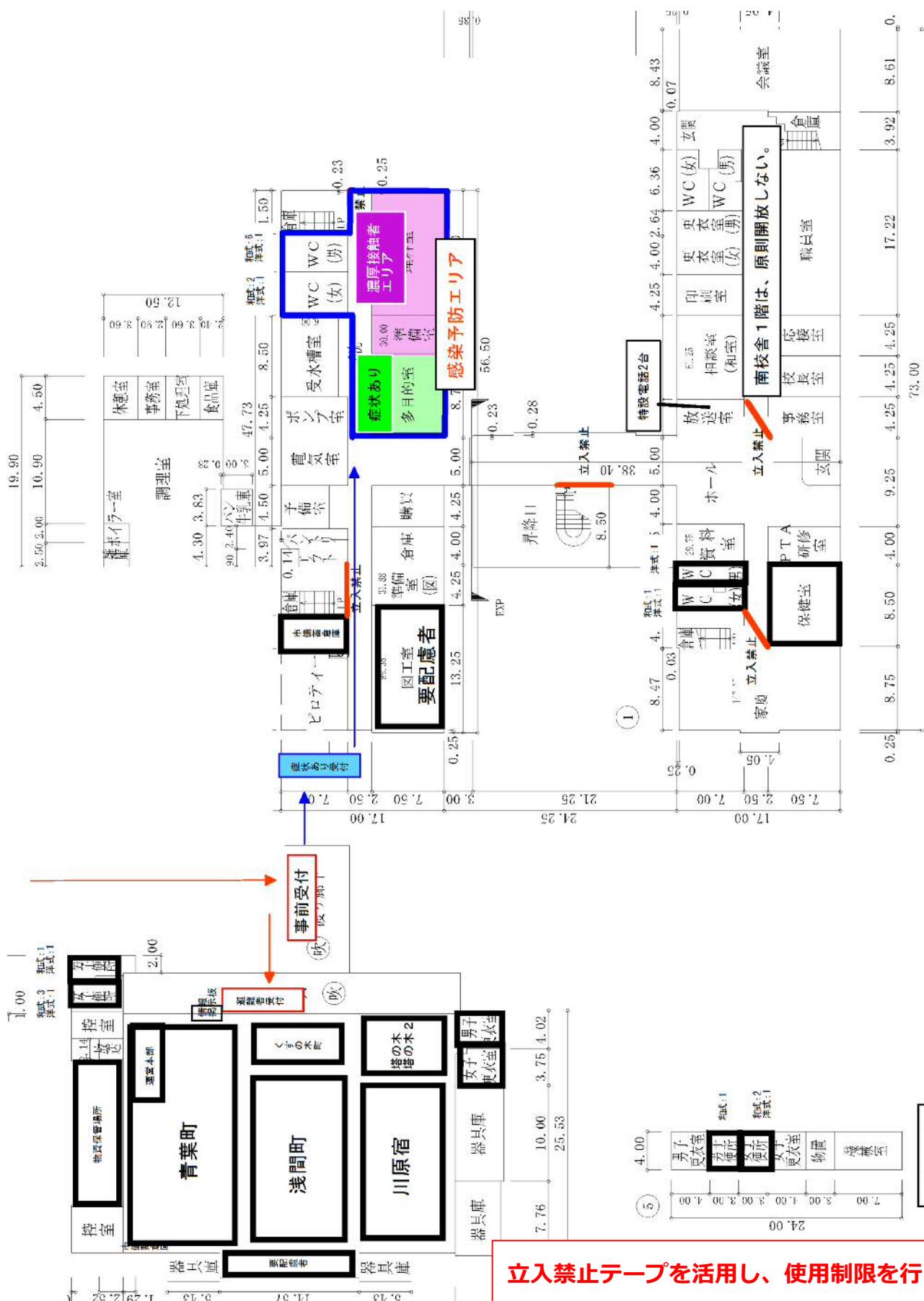


避難スペースの割り振り

施設全体のレイアウト

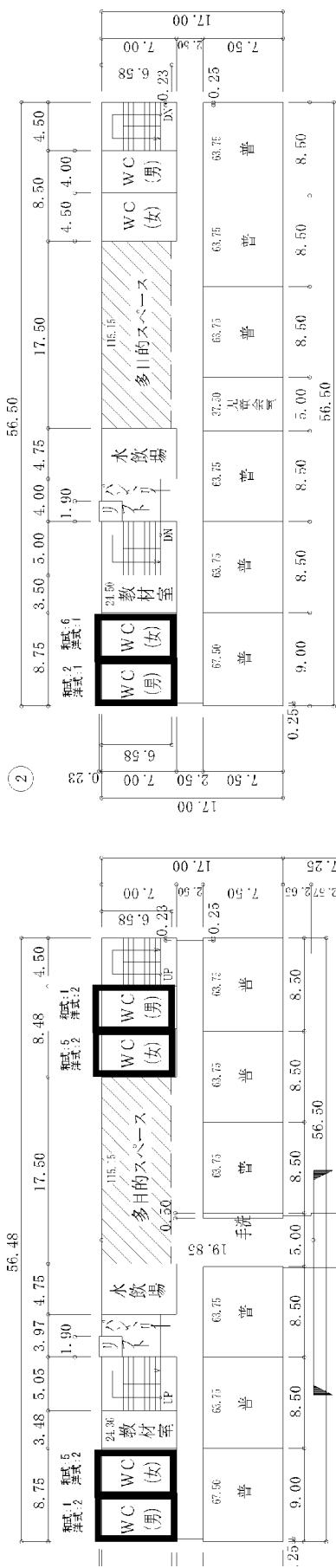


体育館レイアウト及び教室レイアウト（1階）

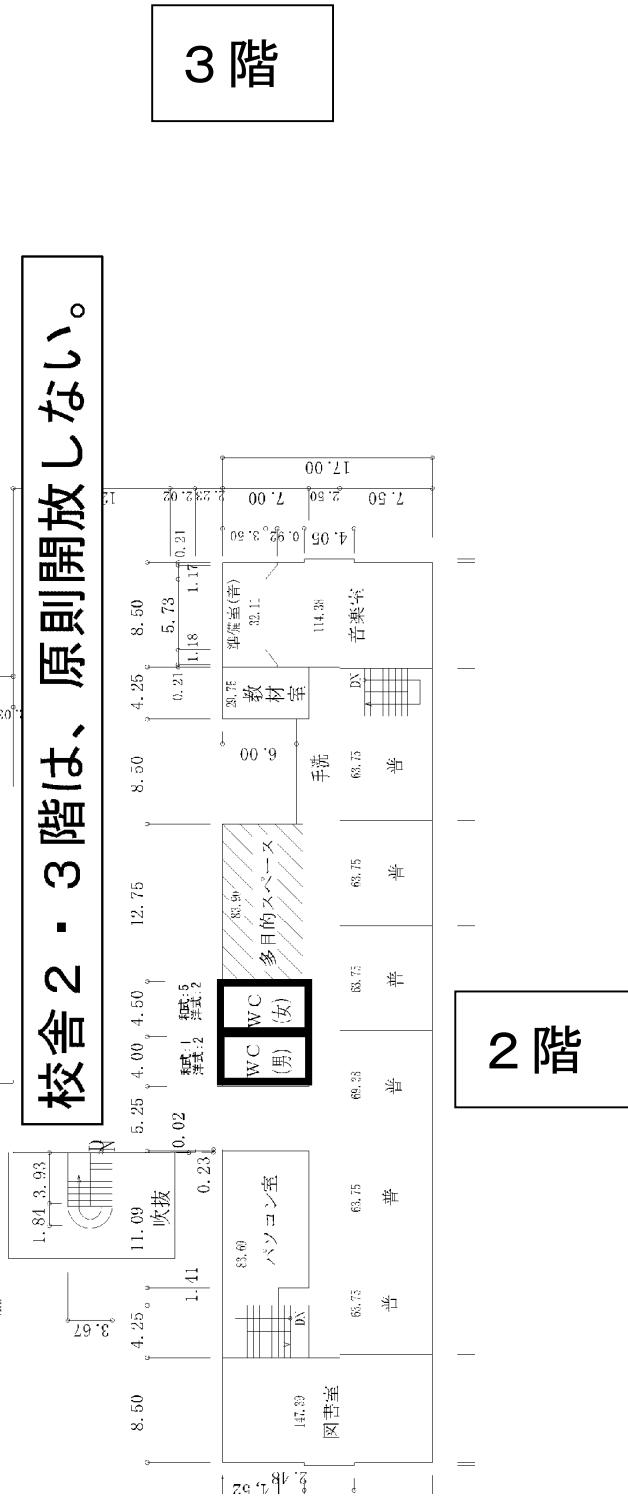


教室レイアウト（2階・3階）

※2・3階は、原則使用しない



校舎2・3階は、原則開放しない。



(3) 避難所運営期(4日目～2週間程度)の対応

事前に決められた避難所運営組織から、避難者主体の組織に運営を移行します。避難所運営のサイクルに慣れ、心に落ち着きを取り戻し、みんなでがんばろうと張り切る時期に入ります。

しかし、避難生活が長期化すると健康被害やストレスによる様々な問題が発生する時期に移行します。特に子供や高齢者などの体調の変化に気を配り、避難者同士の見守り体制の確立を目指します。また、市災害対策本部から派遣された保健・福祉・衛生部門の職員や、専門職ボランティアなどの支援者へ見守り情報を提供し、避難者の心身の健康管理を行います。

■業務体制

避難者主体の避難所運営組織が、**【別冊】運営班の業務**を参考に避難所を運営します。

また、班長など一部の人に負担が偏らないよう、避難者一人ひとりが役割を担い、交代体制を組んで運営します。

ただし、避難所を利用する人の減少に伴い、運営体制を再構築する必要があります。

■生活再建のための情報提供

災害対策本部から、ライフラインの復旧情報、罹災証明書の発行予定、公営住宅や仮設住宅の整備・入居情報など様々な情報が提供されるため、情報を整理、分類して掲示します。

被災者の状況によっては、充分な情報を得られないこともあります。避難所内外の高齢者や外国人など多様な人々に必要な情報が届くよう、相談窓口を開設するなど情報提供の充実を図ります。

<運営期に注意するポイント>

主な内容		担当班	運営班の業務の該当項目
避難所生活長期化に伴う避難者のニーズの変化に伴う対応	被災者支援、生活再建のための情報収集・提供	情報班	2、情報収集 3、情報掲示板の～
	避難生活の長期化に伴う必要物資の確保	食料物資班	6、避難生活の～
	避難所内の秩序維持の強化	施設管理班	6、飲酒・喫煙～ 8、防火・防犯対策
身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施の調整	総務班	3、支援団体の～
	衛生管理の強化	保健衛生班	2、トイレ 4～9
	健康管理		10、健康管理
	こころのケア対策の強化		11、こころのケア対策
	福祉避難所、医療機関などへの移送	要配慮者支援班	7、福祉避難所との連携
避難者の減少などに伴う運営体制の見直し	生活場所の整理、プライバシー確保	施設管理班	4
	ルールの見直し	総務班	1（5）避難所ルール～
	運営体制の見直し		1（6）運営体制の～
	配置変更による見回り場所の見直し	施設管理班	8、防火・防犯対策

(4) 統合・解消期(2週間程度～)の対応

統合・解消期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が回復することにより、次第に地域の本来の生活を再開することができる時期です。

自宅を失った人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合や解消することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

■業務体制

避難所運営本部は、避難者の生活再建を重視し、避難所の統合・解消にともなう避難者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

■統合・解消期の業務

① 避難所の統合・解消に向けた準備

- ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、解消後の対応などについて、市災害対策本部と協議する。
- 避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについても、市災害対策本部と協議する。

② 統合・解消に向けた説明会の開催協力

- 避難所の統合・解消にあたり、市が開催する説明会の開催に協力するなどして、掲示板などを活用し、避難者全員に伝える。

③ 避難所の解消準備

- 避難所運営本部、避難者、避難所派遣職員、施設管理者は協力して、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行う。

④ 避難所の解消

- 避難所運営本部は、避難所解消の日に解散する。

4 【参考】過去の災害における避難所の状況

過去の大規模災害では避難所には多くの人が殺到しました。ある程度の混乱はやむを得ないのですが、事前の備えによる対策の実施で緩和することもできます。

例えば、阪神淡路大震災（平成7年）では避難所は雑然とした状況であったことが分かります（左写真）。このような状況では、体育館の中を移動することは困難です。こうした反省を踏まえ、新潟中越地震（平成16年）では、体育館の中に通路を設定しました（右写真）。こうした少しの工夫が、結果として生活環境に大きな影響を与えます。



阪神淡路大震災の避難所の様子



新潟中越地震の避難所の様子

また、トイレも避難所開設直後から発生する深刻な問題です。富士市では震度5弱以上の地震が発生すると、漏水の防止や医療用の水を確保するため自動的に配水が止められます。また、下水道は管路の状況が確認されるまで使用できなくなります。

こうした状況に備え、避難所には簡易トイレが備蓄されています（下写真）。これはパイプ椅子タイプの便座に凝固剤の入った便袋を入れて使用するもので、既存のトイレの個室で使用します。簡易トイレを設置していないトイレは、立入禁止措置をとって衛生を保つ必要があります（左下写真）。



断水により汚れたトイレ



避難所に備蓄されている簡易トイレ

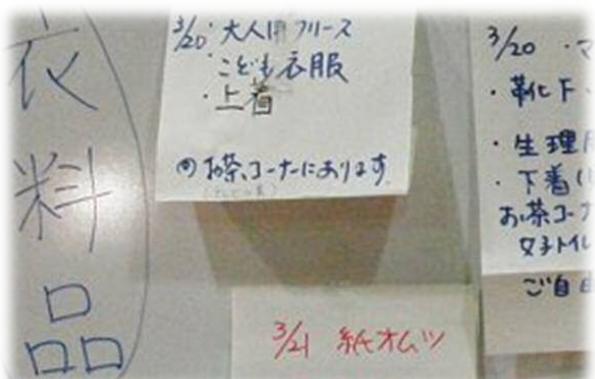


立入禁止措置の実施状況

災害時は情報が錯綜し、デマや根拠の無い噂話が飛び交う恐れがあります。正しい情報を避難者に広く周知するためには、掲示板を活用することが有効です。無秩序に情報が掲載されると、重要な情報が埋もれてしまう可能性もありますので、情報班が受付や貼り付け業務を一括して行います。情報は内容別に分類すると見やすくなります。また、「館内放送」や「広報誌」などの方法もありますので状況に応じて使い分けます。



ホワイトボードを掲示板として活用した例



食品・日用品・衣料品など内容別に分類

	館内放送	掲示板	避難所広報誌
メリット	避難者全員に強制的に伝えることができる	<u>停電時も活用できる</u> 広く周知できる	細かい生活情報まで伝えることができる
デメリット	<u>停電時に使用不可</u> 放送時間帯が限られる	避難者が見に来ないと伝えることができない	<u>停電時に印刷不可</u> 制作に手間がかかる

さらに、避難所を運営する上で無視できないのは、子供達の授業の再開です。災害という非常事態の中であっても、早期の授業再開に配慮した避難所運営が求められます。過去の大規模地震災害でも、ほとんどの学校が1ヶ月以内には授業を再開しています（下表参照）。

具体的には、避難所の解放部分にあらかじめ順位付けして、最初に体育館や特別教室を開放し、普通教室は最後に開放する区域としておきます。また、避難所開設後も教室等は優先して返すことや、施設管理者（教職員）に頼る部分を早い段階で減らし、避難者の自主運営を推進していくことが重要になります。



過去の災害時の授業

再開日	学校数	累計
平成7年1月17日(345校中)		
1月23日	135校	39%
2月6日	245校	71%
2月13日	300校	87%
2月20日	337校	98%
2月24日	345校	100%

阪神淡路大震災における授業の再開率

5 災害用備蓄物資 (富士市)

平成29年4月1日現在

富士市防災危機管理課

施設の名称	富士中央小学校		
種 別	市指定避難場所	想定避難者数	211 人
物資保管場所	防災倉庫(北校舎1階)		

品目		数量等	備考
食糧	アルファ米	1,200 食	50食/箱、「わかめご飯」はアレルギー対応
	クラッカー	700 食	70食/箱
トイレ	仮設トイレ（和式）	0 基	組立式
	仮設トイレ（洋式）	1 基	組立式
	仮設トイレ（和式）	0 基	組立式
	簡易トイレ	5 基	和式便器に設置して使用
	簡易トイレ用テント	0 基	
	携帯トイレ	2,000 枚	洋式・簡易トイレに被せて使用、使用後は可燃ゴミ、200枚/箱
毛布		500 枚	
ビニールシート		600 枚	
間仕切り	高さ90cm	10 箱	3枚/箱、寸法：高さ90cm×幅8m（1枚4m×3部屋）
	高さ180cm	1 式	45枚/4箱/式、高さ180cm×幅100cm マジックテープで組立てて使用
発動発電機		1 台	未使用、ガソリン・オイルはまちづくりセンターから持参
バルーン投光機		1 台	
救急セット設置場所		保健室	避難所での応急救護に使用
避難所用事務用品		1 式	
どんぶりカップ		1,000 枚	1,000枚/箱



仮設トイレ



簡易トイレ



携帯トイレ



和式：300L
洋式：160L

1箱：便袋200枚（凝固剤入り）
※使用後は可燃物として回収

間仕切り高さ90cm
(1箱に3部屋、4m)

間仕切り高さ180cm
(1式4箱、段ボール板45枚)

6 用語の定義

語句	説明
避難場所	災害から命を守るために場所。例えば津波の場合、津波避難タワーや津波避難ビルだけでなく、津波危険予想区域外の安全な場所。
市指定避難所	自宅を失った方や自宅が二次災害の危険性があるなどの理由により、一時的に生活するための場所で、市があらかじめ指定した学校や公共の施設。市指定避難所は、在宅避難者や地域の市指定以外の避難所への支援物資の配布等、地域の支援拠点としての機能を有する。
指定避難所以外の避難所	町内会（区）の公会堂、お寺や神社、個人所有のガレージなど、地域の避難者が集まって生活を送ることが想定される。各自主防災会で実情を把握し、避難所としてまちづくりセンターに報告する必要がある。
施設管理者	指定避難所となっている校長、施設長等。
市災害対策本部	市の災害対策を実施する組織。災害時に市役所消防防災庁舎3階に設置される。
地区班	市災害対策本部と自主防災会等のパイプ役として、各地区まちづくりセンターに地区班員と呼ばれる職員を配置する。
避難所派遣職員	地区班の職員のうち各避難所に3名ずつ職員を配置している。各避難所と地区班のパイプ役となる。
避難所運営本部	各避難所に設置する運営組織。自主防災組織、避難者の各班の代表者、施設管理者、避難所派遣職員（地区班員）など必要に応じて構成する。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、難病者等で、避難所生活などで特に配慮を要する者。
応急危険度判定	大きな地震が起きた後、余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、人の命に関わる二次的災害を防止することを目的とした制度。 応急危険度判定は、都道府県が養成・登録した被災建築物応急危険度判定士（行政職員や、民間の建築士のボランティア）が行う。

富士市 総務部 防災危機管理課（消防防災庁舎3階）

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

TEL：55-2715（直通）/FAX：51-2040

E-mail：bousai@div.city.fuji.shizuoka.jp